

# 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第 23 回本部員会議の開催結果について

(静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部)

令和 3 年 11 月 26 日 (金) に開催した、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第 23 回本部員会議の実施結果は、以下のとおり。

## ○議事

本部長 (知事) が、以下の報告・説明を受け、別添のとおり、静岡県実施方針の修正及び当面の対応を決定した。

### (1) 新規感染者数等についての報告

- ・直近 1 週間の新規感染者数は 6 人、人口 10 万人当たりで 0.16 人となっている。
- ・発熱等相談センターへの相談件数と新規感染者数は正の相関関係にあるが、9 月中旬以降、相談件数は減少し、現在は少ない件数を維持しているため、今のところ新規感染者数の増加の兆しはないと考えられる。
- ・県内のワクチン接種率は、いずれの年代も 70%以上となった。第 5 波における重症者は 50 歳代が多かったが、50 歳代の 2 回接種を終えた人の割合は 86%まで上昇しているため、今後感染者数が増加しても、重症者数は一定程度抑制されると考えられる。

### (2) 政府基本的対処方針を踏まえた今後の対応についての説明

- ・11 月 19 日、政府基本的対処方針が改定され、主に以下の内容が変更された。

政府基本的対処方針等の主な変更点

項目	内容
医療提供体制の強化	・病床確保、臨時医療施設の整備、自宅・宿泊療養者への対応 ・医療人材の確保等 ・IT を活用した稼働状況の「見える化」 など
行動制限の変更 (イベントの開催制限)	・開催制限 (人数上限) の変更 ・1,000 人超のイベントの事前相談を廃止、5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントの感染防止安全計画による対応
ワクチン・検査パッケージの運用	緊急事態宣言・まん延防止等重点措置下における、飲食店やイベントでの人数制限等を緩和
国の新たなレベル分類への対応	政府分科会の提言を踏まえた国の新たな評価レベルの運用

- ・政府基本的対処方針の改定を踏まえ、「静岡県実施方針」を資料 1、資料 2 のとおり修正するとともに、現在の感染状況を踏まえ、当面の対応について資料 3 のとおり実施する。